

横浜市立平沼小学校

P T A 規 約

第1章 名称

第1条 本会は『平沼小学校PTA』と称し、事務所を同校内に置く。

第2章 目的及び性格

第2条 本会は次のことを目的とする。

1. 保護者と教師が協力して心豊かな児童の育成をめざす。
2. 民主教育に関する理解を深め、その推進と社会教育の振興に努める。
3. 児童の生活向上のため、家庭と学校及び地域社会との緊密な連携を図る。
4. 学校及び地域における教育環境の整備を進める。
5. 会員相互の親睦と融和を図る。

第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体であり、非営利的、非宗教的、非政党的であり、他の団体の支配、統制、干渉を受けない。

第4条 本会は児童福祉のために活動し、他の団体及び機関と協力し、且つ国際親善に努める。

第5条 本会は学校の管理や人事に干渉しない。

第3章 会員及び会計

第6条 本会の会員は、本校に在籍する保護者または、これに代わる者(以下保護者という)と校長及び教職員とする。

第7条 本会の経費は、会費及び寄付金やその他の収入をもって充てる。

第8条 本会の会費は、児童1人当たり年間1500円(兄弟児は1000円)とする。

第9条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員及び役員の任務

第10条

1. 会長1名(保護者)
2. 副会長2から4名程度(保護者)
3. 庶務2から10名程度(保護者、教職員)
4. 会計2から3名程度(保護者、副校長)

第11条 役員の任期は1年とし、期間は4月1日から3月31日とする。

第12条 役員の任務は、次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括し、総会及び実行委員会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代理を務める。
3. 庶務は総会及び実行委員会等の会合の通知の発送、議事の記録、会務の整理をする。
4. 会計は会計事務の整理、収支の報告及び総会における決算報告をする。

第5章 会計監査

第13条 会計監査として2名または3名を選出する。選任については役員選任規定による。

第14条 会計監査の任期は1年とし、期間は4月1日から3月31日とする。

但し、必要と認めたときは再任も差し支えない。

第15条 会計監査は、その年度の会計を監査し、その報告をする。

第6章 総会

第16条 総会は定時総会及び臨時総会とし、会場または書面（電磁的記録を含む）にて、全会員で行う最高決議機関である。

1. 定時総会は年度始及び年度末とする。
2. 臨時総会は会長または実行委員会が必要と認めした場合及び全会員の5分の1以上の要求があった場合とする。
3. 総会の招集は、開催日時、場所、審議事項を記載した書面、または電磁的方法により行う。

第17条 総会は次のことを決議事項とする。

1. 規約の変更
2. 事業計画及び予算の決定
3. 事業報告及び決算の承認
4. 役員の承認
5. その他、総会に諮るのに必要と認められた事項

第18条 総会の成立および議決について

1. 総会の定足数は、会員の5分の1とする。定足数に達しない場合は、出席会員の3分の2以上の同意があれば成立する。
2. 出席には、書面または電磁的記録による参加、および委任状も認める。
3. 書面または電磁的記録による出席は、審議事項ごとの賛成、反対を表明できる書式をもって行う。
4. 議事は出席数の過半数をもって議決する。

第7章 実行委員会

第19条 役員、各種委員会の正副委員長及び校長をもって構成する。

第20条 定例実行委員会は原則毎月1回とするが、会長が必要と認めた場合はこれを召集することができる。

第21条 実行委員会の定足数は過半数とする。議事は出席数の過半数をもって議決する。

第22条 実行委員会では、総会で決議したことの執行に当たることを受けて、本会の運営に関することを議決する。

第8章 各種委員会

第23条 総会で決議したことを受け、分担する必要な委員会を構成し、調査、研究、立案及びその活動、実施に当たる。

第24条 各委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。各種委員は学級委員及び教職員をもって充てる。

第25条 各委員会の事業計画については、事前に実行委員会に諮らなければならない。

第9章 個人情報の保護

第26条 本会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第10章 規約の改正

第27条 本規約は総会において3分の2以上の賛成により改正することができる。但し、本会の運営に関する必要な「第11章 細則」は、この規約に反しない限りにおいて、実行委員会の決議を経て改正することができる。

第11章 細則

第28条 本会は、その運営のために諸規定を次のように定める。

1. 役員選任規定

「第4章第10条」により、役員を選任に関する規定を次のように定める。

- (1) 本会は役員を選任するために役員候補推薦委員会を設ける。
- (2) この委員会の委員は次の基準に基づき、互選により会長が任命し、委員会を構成する。
 - ①各種委員会より2名ずつ(但し、校外委員会は1名)
 - ②教職員より2名
 - ④PTA役員会
- (3) 会長は、委員の任命後、直ちにこの委員会を招集する。委員会は委員長を互選により選出した後、委員会を中心に活動を開始する。
- (4) この委員会は、委員定数の2分の1以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数により賛否を決定する。
- (5) 候補者選考にあたっては、次の2段階の手順をとる。
 - ①第1段階として、推薦用紙を配付し、それに基づき候補者の選考にあたる。
 - ②第2段階として、推薦委員の検討に基づき、候補者の了解を得て、選考結果とする。
- (6) 委員長は実行委員会及び総会において役員候補者の氏名を発表し、承認を得た後、委員会を解散する。
- (7) 役員会および会計監査は各委員会の正副委員長と兼ねることは出来ない。
- (8) 推薦委員会が立てられない場合、役員会が中心となり推薦活動を開始する。

2. 委員選出規定

- (1) 各種委員会として、学年学級委員会、広報委員会、保健厚生委員会、校外委員会及びPTAが運営・活動する行事を円滑に遂行するため、特別委員会を置くこととする。

感染症まん延、災害等で運営が円滑に遂行できない場合は委員会を停止する。

その任務は次の通りとする。

- ①学年学級委員会は、教育効果の向上を図るため学年及び学級PTAの運営と環境の整備に協力し、会員相互の教養を高め親睦を図るための計画立案実行に協力する。
- ②広報委員会は、会報の発刊やその他の広報活動を通して、会員相互の連絡を密にし意識の高揚を図る。
- ③保健厚生委員会は、児童と会員の福利と健康の向上に関する企画とその運営に協力する。
- ④校外委員会は、児童の校外生活の指導を町内会及びその他の機関と協力して行う。
- ⑤各委員会に属さない全会員をボランティア依頼の対象とする。

(2) 学級委員は会員の互選により選出し、任期は1年とする。但し、再選は差し支えない。

- ①各学級より3名を選出し、学年学級、広報、保健厚生の各委員会に各1名を配属する。
- ②校外委員会を除く各委員会においては、正副委員長を互選により選出する。

(3) 校外委員は各地区ごとに、自治会・子ども会の所属の有無に関わらず在籍する児童の保護者の中から1名以上選出する。但し、再任は差し支えない。

委員は、PTAへの加入有無に関わらず、全ての保護者から選出する。

- ①連携する地区は各地区1名を選出し、話し合いの上、校外委員1名以上を選出する。その他地区については連絡係とする。
- ②校外委員会では、原則として、Aブロック代表1名、Bブロック代表2名互選の上、正副委員長を互選により選出する。
- ③地区ブロックは次の通りとする。

	地区ブロック
A	高島 東一 西一 パークハイツ スカイハイツ 昭和親交会 モンテベルデ ひらに 平睦 寿伍録
B	西平沼宮元会 健和会 互助会 岡野二丁目 YTS(ヨコハマタワーリングスクエア) 南浅間第一 南浅間第二 南浅間第三 ハイタウン 西平沼第二

家庭数が50世帯以上の地区は、校外委員を2名以上選出する。

- ④地区ブロックは毎年10月1日付の家庭数の状況により、増減に応じて適宜改編を行う。
- ⑤話し合いによる委員選出が難しい場合、抽選により選出する事は妨げない。

3. 慶弔規定

(1) 慶事

原則として無しとする。

(2) 弔事

①会員死亡 香典 10,000円 花輪 1基

②児童死亡 香典 10,000円 花輪 1基

(3) その他

関係者の弔事、災害見舞いなど、必要と認めたときは役員会で協議し対応することができる。

4. 付則

本規約は昭和23年4月1日より実施する。

5. 付記

- (1) 本規約は平成12年2月24日一部改正、同日より実施する。
- (2) 本規約は平成16年2月5日一部改正し、平成16年4月1日より実施する。
- (3) 本規約は平成19年1月11日一部改正し、同日より実施する。
- (4) 本規約は平成20年1月10日一部改正し、同日より実施する。
- (5) 本規約は平成21年5月12日一部改正し、同日より実施する。
- (6) 本規約は平成23年4月1日一部改正し、同日より実施する。
- (7) 本規約は平成27年11月20日一部改正し、平成28年4月1日より実施する。
- (8) 本規約は平成28年2月25日一部改正し、平成28年4月1日より実施する。
- (9) 本規約は平成28年11月7日一部改正し、同日より実施する。
- (10) 本規約は平成29年5月30日一部改正し、同日より実施する。
- (11) 本規約は平成30年2月26日一部改正し、同日より実施する。
- (12) 本規約は令和2年7月20日一部改正し、同日より実施する。
- (13) 本規約は令和3年3月1日一部改正し、同日より実施する。
- (14) 本規約は令和4年2月28日一部改正し、同日より実施する。
- (15) 本規約は令和5年3月7日一部改正し、同日より実施する。
- (16) 本規約は令和6年3月5日一部改正し、同日より実施する。
- (17) 本規約は令和7年3月3日一部改正し、同日より実施する。
- (18) 本規約は令和8年6月1日一部改正し、同日より実施する。